2024年（令和６年）
4/25
No. 1295

東京都トラック時報

昭和43年8月16日　第三種郵便物認可　毎月2回（10・25日）発行　1部 90円（送料別）

機関紙
発行所　一般社団法人 東京都トラック協会
〒160-0004　東京都新宿区四谷3-1-8
（東京都トラック総合会館）
☎（03）3359-6251（代表）
☎（03）3359-4134（総務部広報・情報G）
《ホームページアドレス》https://www.totokyo.or.jp/

東ト協「経営分析」４年度決算版

東京都トラック協会（浅井隆会長）はこのほど、令和４年度決算版「経営分析」結果をまとめた。それによると、コロナ禍から経済活動が回復する中で、本業である貨物運送事業の営業損益は改善したものの、燃料価格高騰などが影響し、営業利益率は０・０％にとどまり、依然として半数近くが営業赤字という、厳しい状況が続いている。

運送事業の営業損益

改善も利益率０％の状況

１日１車当たり17円損失

経営分析調査は経営教育委員会（内宮昌利委員長）で実施したもので、集計対象は全日本トラック協会「経営分析」の基準と同様、貨物運送事業の売上比率が80％以上の事業者。集計事業者数は３１２社（有効集計率72・９％）で、１社平均車両台数は21・９台（以下、増減は前年度）。

調査結果によると、１社平均の売上高（兼業を含む）は２億４９８０万２０００円で１・８％の減収。このうち、運送事業収入も２億４５３８万９０００円で１・２％の減収となった。

１社平均の輸送トン数は５万４６６ﾄﾝで３・５％減少。輸送量１万ﾄﾝ以下が全体の45・５％と多く、１万ﾄﾝ超２万ﾄﾝ以下（15・４％）と合わせて約６割を占める。

営業赤字企業56％

採算状況をみると、売上高営業利益率は０・４％で０・８ﾎﾟｲﾝﾄ改善し、３年ぶりに黒字に転化。このうち、運送事業の営業利益率は０・０％と０・１ﾎﾟｲﾝﾄの改善にとどまり、利益が出ていない状況（**図１**）。車両規模別にみると、10台以下が特に厳しい状況で、15年連続で赤字が続いている。

営業赤字の割合は56％で４ﾎﾟｲﾝﾄ低下したものの、車両10台以下は65％と赤字割合が高い。

また、売上高経常利益率は１・５％で０・７ﾎﾟｲﾝﾄ改善したが、運送事業の経常利益率は１・０％と横ばい。経常赤字割合は45％で２ﾎﾟｲﾝﾄ下がったが、車両10台以下では52％と半数を超えている。

１人３千円の営業赤字

輸送効率の指標をみると、従業員１人当たりの営業収益は９６１万３０００円で１・８％増加したが、営業費用も９６１万７０００円で１・７％増え、この結果、営業損益は３０００円の損失。赤字幅は１万円も縮小したが、依然、赤字が続いている。

１日１車当たり営業収益は４万６２１４円で３・１％増加したが、営業費用も４万６２３０円で３・７％増え、これに伴い、営業損益は17円の損失となった。赤字幅は43円縮小したものの、やはり赤字状態が続いている（**図２**）。

走行１キロ当たり営業収益は３３３円で、営業費用も同じ３３３円とそれぞれ15円減少。この結果、営業損益は前年度と同じ０円で、利益が出ていない状況。

価格高騰で軽油費増加

主な運送費用をみると、運送事業の営業収益に占める運送費比率は84・５％で横ばい。車両１０１台以上が88・５％と最も高く、10台以下は75・９％と最も低い。

人件費比率は49・１％と０・１ﾎﾟｲﾝﾄ低下したが、燃料油脂費比率は７・７％で０・９ﾎﾟｲﾝﾄ上昇。このうち軽油費比率は７・１％で１・０ﾎﾟｲﾝﾄ上がっており、価格高騰の影響が出ている。

なお、東ト協調査では東京の実態に近い調査とするため、売上比率50％以上の事業者についても集計。調査結果の詳細は、東ト協ホームページ（会員専用）を参照。

図１　営業利益率の推移

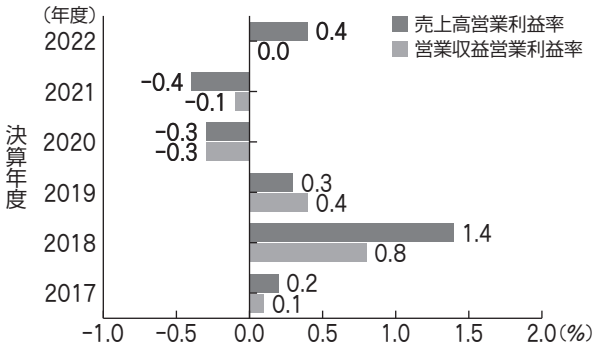

図２　１日１車当たりの営業損益

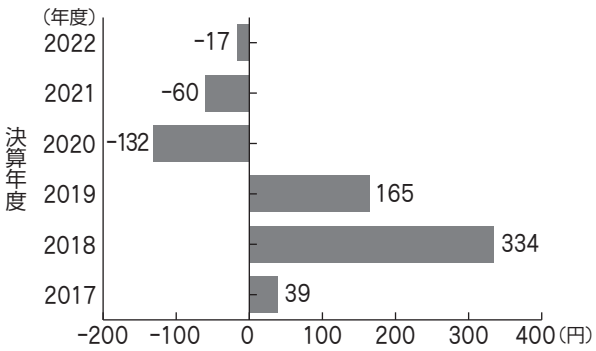

紙面あんない

国交省、運行管理一元化で実施要領　２
東京都、中小の設備投資支援へ助成　３
東ト協、第１回本部集団健診・募集　４
東ト協、運転免許取得助成を拡充　５
「働きやすい職場認証」数を公表　７

古紙パルプ含有率80％再生紙を使用

春の全国交通安全運動

杉並支部

港支部

東ト協　22支部が統一街頭活動

東ト協本部・各支部は春の全国交通安全運動（４月６～15日）の期間中、４月11日の街頭活動「統一実施日」を中心として、各地域で交通ルールの遵守や事故防止を呼びかける街頭活動を展開した。

統一実施日には、22支部が歩調を合わせて街頭活動を展開。各地域の所轄警察署や交通安全協会と連携し、交差点での交通誘導や啓発チラシ・ノベルティの配布などを行うとともに、トラックストップ作戦を実施した。

杉並支部（西誠支部長）は荻窪警察署と協力して、ＪＲ荻窪駅北口ロータリー付近の横断歩道で、通行者や自転車利用者などの交通誘導を実施。西支部長をはじめ支部の会員事業者が、揃いの帽子とベストを着けて、支部製作の横断旗を使って交通誘導を行い、啓発チラシ・ノベルティを配布しながら、横断歩道での歩行者優先などを呼びかけた。このほか、高井戸北陸橋下交差点や杉並区役所前交差点でも交通誘導を行った。

港支部（坂田生子支部長）では麻布警察署と協力し、六本木通り（都道４１２号線）の六本木なだれ坂交差点付近で、トラックストップ作戦を展開し、警視庁のサインカーが出動して、電光掲示板で交通安全運動をＰＲしながら実施。

警察官の誘導で停車したトラック運転者に対して啓発チラシ・ノベルティを手渡し、歩行者や自転車などへの注意喚起を行うとともに、スピードの出し過ぎや飲酒運転の防止などを呼びかけた。

このほか、多くの支部が地域の主要な交差点や駅付近で、同様の街頭活動を展開した。また、東ト協では運動期間中、屋外大型ビジョンで、警視庁交通部と連名の交通安全啓発映像を放映した。

なお、警視庁高速道路警察隊と東京高速道路交通安全協議会（東ト協などで構成）が４月９日と11日、中央自動車道石川ＰＡと首都高速道路羽田線平和島ＰＡで、合同の交通安全啓発キャンペーンを行った。

警視庁　貨物車専用駐車スペース

新たに15か所・24枠増設

警視庁は４月３日、貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しを行い、令和５年度分の貨物集配中車両の専用駐車スペースとして、15か所・24枠を追加増設したことを公表した。

警視庁では駐車規制の見直しにより、元年に専用駐車スペースを設置して以降、毎年度、追加増設しており、設置箇所は５年度分を含めて計１４５か所となる。

東ト協では、駐車規制が円滑な集配業務の遂行とともに、働き方改革推進の阻害要因となっていることから、物流政策委員会（原島藤壽委員長）で対応策を検討し、警視庁交通部に駐車規制の見直しを継続して要望してきた。

５年度においても、会員事業者を対象に駐車取り締まり状況などに関するアンケート調査を実施し、今年３月に駐車規制の見直しに関する要望書を提出していた。

こうした業界要望を踏まえ、警視庁は貨物車専用駐車スペースを増設しているが、依然として駐車場所が不足しているのが実情で、特に都心部の駅周辺や商業・繁華街地域では駐車場所の確保に苦労する状況にある。

このため、東ト協物流政策委員会は引き続き、駐車問題の改善に向けて、規制見直しの推進を要望していく方針。

なお、５年度分の駐車規制見直し場所は、次の通り（カッコ内は設置枠数）。利用時間については一部を除き午前９時～午後９時。

港区海岸３の20（４枠）▽江東区辰巳２の１（１枠）▽品川区東五反田１の11（１枠／工事中）▽同（２枠／工事中）▽豊島区東池袋１の24（２枠）▽北区王子５の１（２枠）▽板橋区大山西町63（１枠）▽台東区上野４の５（２枠）※終日駐車可▽台東区浅草２の13（２枠）▽足立区西新井２の５（１枠）※午前９時～午後５時▽江戸川区篠崎町７の26（１枠）▽小金井市東町４の42（１枠）▽清瀬市元町１の４（１枠）▽三鷹市井の頭１の30（１枠）▽稲城市若葉台２の１（２枠）

お断り
次号は編集の都合上、「５月15日号」として発行します。

国交省

運管業務一元化で通達

方法・要件など実施要領示す

国土交通省は、4月2日付で物流・自動車局安全政策課長通達「自動車運送事業における運行管理業務の一元化実施に係る取扱いについて」を発出し、「運行管理業務の一元化実施要領」を定めた。

同省「運行管理高度化ワーキンググループ」が、同一事業者内における運行管理業務の一元化の要件を取りまとめたことを踏まえ、実施要領を定めたもの。

運行管理業務を集約して実施する営業所(集約営業所)の運行管理者が、同業務の集約を委託する事業用自動車の総数を足し合わせた数に必要な人数とする

▽被集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、同営業所が管理する事業用自動車の台数に応じた人数とする

▽実施要領に基づき、集約営業所が行った運行管理業務は貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に適合するものとすること

〈機器・システム要件〉

▽一元化する運行管理業務ごとに必要な情報を電磁的方法で保存し、必要に応じて運行管理者が確認できるように、保存した情報の共有方法を明確にすること

▽一元化する場合には被集約営業所の全ての車両に対して随時、車両の位置情報の把握ができる装置を備え、必要に応じて営業所間で共有できること

▽点呼業務を集約する場合は遠隔点呼を行うこととし、対面による点呼と同等の効果を有するものとして、国土交通大臣がその方法を定めた告示に基づき点呼を実施すること

▽運行中の運転者と随時連絡が取れる機器を備えること

▽運転者に係る個人情報の保存・共有は、パスワード設定などにより、事業者ごとに定めた者以外が閲覧できないようにすること

▽一元化に使用する機器が故障した場合、その内容や発生時間などを電磁的に記録すること

このほか、運用上の遵守事項として、一元化を実施する範囲は、被集約営業所が管轄する地域的特性の把握や運転者とのコミュニケーションが十分に行われることを考慮し、設定することなどを求めている。

他の営業所(被集約営業所)に所属する運転者の点呼や運行指示を行う際の要件などについて示した。具体的には、次の通り。

〈実施方法〉

▽集約・被集約各営業所を管轄する運輸支局長などに、事前の届出(実施予定日の原則10日前まで)を行う

▽事業の種別ごとに実施し、種別をまたいだ一元化は行わないこと

▽集約営業所に必要な運行管理者の選任数は、集約営業所が管理する事業用自動車の総数に加え、被集約営業所が管理

国交省

繁忙期通達を改正

7年1月から適用

国土交通省は、3月29日付で物流・自動車局長通達「ラストマイル輸送等への輸送対策としての自家用有償運送の許可に係る取扱いについて」を発出した。

令和7年1月1日以降に利用計画とするものから適用する。これに伴い、従来の通達「年末及び夏期等繁忙期におけるトラック輸送対策について」は6年12月31日で廃止する。

電子商取引の増加などを背景として、ラストマイル輸送(近距離の限られた区域内における配送)を中心に、事業用自動車のみでは輸送力確保が困難になっていることから、従来の繁忙期通達を改正したもの。

自家用有償運送の許可 通年で年間90日上限に

自家用有償運送について、運送需要者である貨物自動車運送事業者の営業所に配置されている事業用自動車と同数まで、通年で期間を限定せずに、1台当たり年間利用日数90日を上限として許可することにした。

許可手続きは、貨物自動車運送事業者からの代理申請を行わせるものとする。

許可に当たっては貨物運送事業者に対し、運転者への法令遵守や事故防止に関する研修などを実施し、輸送の安全確保やトラブル防止に努めるとともに、運転者が悪質な違反行為をはじめ道路交通法違反行為を行った場合や、自動車事故報告規則に基づく事故が発生した場合、速やかに報告することなどを指導する。

また、自動車の使用停止処分を受けている場合や、1台当たり年間90日の上限を超えて有償運送を行った場合などには許可を行わない。

なお、改正通達が適用されるまで(12月31日まで)は、従来の繁忙期通達に基づき、許可申請を行う必要がある。

国交省・通達

建設資材などの運搬

新告示踏まえ契約を

国土交通省はこのほど、物流・自動車局貨物流通事業課長、および不動産・建設経済局建設業課長と建設市場整備課長の連名で通達「建設資材等のトラック運搬に係る契約の適正化について」(3月26日付)を発出した。

国交省は、貨物自動車運送事業法に基づく「標準的な運賃」について、令和2年4月の旧告示を改定し、新たに告示したもの。新告示には運賃の平均約8%引き上げ、およびダンプ車やコンクリートミキサー車に係る運賃割増率2割の設定などを盛り込んだ。

これに伴い、全日本トラック協会や建設業者団体などに対し、建設資材などの運搬について契約を締結する際には、トラック運転者の労働条件改善を図る観点から、新告示を踏まえた見積もりの提出や契約締結など、適切な対応を行うよう通達した。

国交省・厚労省など地方行政の5機関

「2024年問題」施策

強力に推進へ連携協定

政府の「物流革新に向けた政策パッケージ」を踏まえ、国土交通省など関係行政の近畿地方支部局5機関が4月16日、「物流2024年問題」の課題解決に向けて連携協定を締結した。5つの地方機関による協定締結は全国で初めて。

協定を締結したのは、近畿運輸局・大阪労働局・近畿農政局・近畿経済産業局および公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所。

「2024年問題」対応については、関係省庁が政策パッケージに基づく施策に取り組んでいるが、関係行政がより強固に連携することにより、具体的な取り組みを一層強力に進め、物流に係る課題解決に取り組むことを目的として、連携協定を締結した。

連携事項として、各行政機関の取り組みや補助制度などに関する説明会を共催するとともに、価格転嫁対策をはじめ、取引環境改善などの集中対応時期や重点事案に対応した連携などを行う。

国交省

新「改善告示」適用

安全規則通達を改正

国土交通省は、物流・自動車局貨物流通事業・安全政策・自動車整備各課長連名の通達『貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について』の一部改正について」(3月29日付)を発出した。

4月から適用の改正「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」(改善基準告示)の新基準を踏まえ、一部改正したもの。また、遠隔点呼や業務後自動点呼の実施場所に関して、天井に監視カメラを備えるなどの対応ができない場合の措置について規定した。

国土交通省

運転者の指導・監督マニュアル一部改正

(4月15日)

物流・自動車局総務課長(物流・自動車局総務課長〈併〉自動車情報課長)武田一寧▽同局自動車情報課長(新関西国際空港企画部長)谷合隆

同様に、改正「改善基準告示」の適用を踏まえ、「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」を一部改正した。あわせて、その「概要編」については、ポイントを絞り簡潔な記載とした。

高めの金利設定 ※当金庫内比較
固定金利の半年複利
選べる期間 1年・2年・3年

個人のお客さま向けの 定期預金 マイハーベスト

■お問合せ・資料のご請求は
テレホンバンキングセンター(平日9:00～17:00、銀行休業日を除く)
0120-299-233
■詳しくはホームページで 商工中金 マイハーベスト 検索

人を思う。未来を思う。
商工中金

本店営業部　神田支店 〒104-0028 中央区八重洲2-10-17 TEL:03(3246)9080
副都心営業部(新宿支店・渋谷支店) 〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-11-3 TEL:03(3340)1551
東京支店 〒105-0012 港区芝大門2-12-18 TEL:03(3437)1231
池袋支店 〒171-0022 豊島区南池袋1-21-10 TEL:03(3988)6311
押上支店 〒130-0002 墨田区業平3-10-8 TEL:03(3624)1161
上野支店 〒110-0005 台東区上野1-10-12 TEL:03(3834)0111
深川支店 〒135-0042 江東区木場5-11-17 TEL:03(3642)7131
大森支店 〒143-0016 大田区大森北1-1-10 TEL:03(3763)1251
八王子支店 〒192-0081 八王子市横山町2-5 TEL:042(646)3131

運輸点描

国土交通省は「物流の2024年問題」対応の一環として、3月22日付で新たな「標準的な運賃」を大臣告示し、収受して然るべきトラック運賃の水準を引き上げた。令和2年4月の旧告示を改定し、目安となる運賃水準を引き上げたものだ。事業者にとっては歓迎すべきことだが、問題は実際に運賃収受の改善にどの程度プラスに作用するかだ。その実効性には懐疑的な意見も聞かれるが、旧告示が出された当時とは取り巻く状況が変わりつつある。新告示がその効力を発揮し、運賃改善へと潮目が変わる可能性もある。

新「運賃告示」の効能

行政が値上げに“お墨付き”

有力な交渉材料として活用を

新たな運賃告示では、運賃表を平均で約8％引き上げた。この引き上げ幅は、旧告示以降の燃料費や人件費など運送原価の上昇を踏まえ、算出した結果である。

また、運送に前後する荷役作業などの対価についても、新たに「積込料・取卸料」を設定し、加算して収受することを明確にした。告示通りに、引き上げられた運賃とあわせて適用できれば、相当な運賃・料金アップとなろう。

もっとも、現実問題として、旧告示でさえ、実勢の運賃・料金とは相当のかい離がある事業者が少なくないとされ、しかも、告示された運賃は荷主に対して拘束力を持つものではないだけに、その適用は難しいと言わざるを得ないだろう。

しかし、告示通りの適用の可否はともかく、目安となる運賃水準を告示として公的に示した意義は大きいといえる。運賃の引き上げは当然な状況として、公的な〝お墨付き〟を与えたことになるからだ。

加えて、約8％という引き上げ幅を具体的に示した意義も小さくなく、荷主などに対してインパクトがあるはず。この引き上げ幅は、新告示に明記しているわけではないが、旧告示などの見直し検討会提言に関する発表で、国交省が公表した数値である。

つまり、これが、公的なお墨付きを得た妥当な値上げ幅の目安ということであり、荷主などとの運賃交渉において、有力な交渉材料して活用することが可能だろう。

新告示に先立ち、政府が2月に開催した「物流革新・賃上げに関する意見交換会」で、岸田文雄内閣総理大臣が告示の改正内容に言及し、「標準的な運賃」引き上げに加え、荷役対価などを加算収受できる措置を講じたとし、これを原資として「10％前後の賃上げが期待できる」とした。

さらに、国交省による公共事業の労務単価引き上げにも触れ、一般運転者の労務単価を平均で7・2％引き上げ、これに荷役対価などが加算されれば、「事実上10％を上回る引き上げになる」と説明した。

トラック運送業界では慢性的な運転者不足に加え、労働時間規制の強化により、人件費が今後さらに増大するものとみられるだけに、その運賃転嫁の後押しになろう。

労務費の転嫁に関しては、既に内閣官房と公正取引委員会が昨年11月に指針を策定している。

この指針は、適切な転嫁に向けて発注者・受注者の採るべき・求められる行動を示したもので、発注者に対しては、受注者からの価格引き上げ要請がなくても定期的に行うことや、受注者が公表資料に基づき希望する価格は、合理的な根拠があるものとして尊重することなどを求めている。

また、公取委は下請代金支払遅延等防止法の運用基準を改正し、著しいコスト上昇に伴う、公表資料に基づく転嫁要請にもかかわらず、価格を据え置いた場合の対応を厳しくする方針だ。

新告示による「標準的な運賃」引き上げをはじめ、これらの政策措置により、運賃交渉には追い風の状況だが、その浸透にはまだ時間がかかり、個々の取引交渉においては、実際にどの程度の効力を持つのか、懸念をぬぐえないところ。

しかし、これまでとは荷主側の認識を含めて、取り巻く状況は変わりつつあることも確かだ。

（ライター　山上達三）

東京都中小公社

競争力強化や生産性向上 設備導入経費を一部助成

5月に予約・申請受付

東京都と都中小企業振興公社は5月に、第7回「躍進的な事業推進のための設備投資支援事業」の募集を行う。

全業種の都内中小企業者を対象に、競争力強化や生産性向上に必要な設備（機械設備やソフトウエアなど）の導入経費を一部助成するもの。

助成対象は、4月1日現在で都内に登記上の本・支店があり、2年以上事業を継続している中小企業者など。

事業区分は、競争力強化・DX推進・イノベーション・後継者チャレンジの4区分。

助成率は、事業区分や要件に応じて2分の1以内～4分の3以内。今年度から全ての事業区分において、助成率を拡充するゼロエミッション要件と賃上げ要件の適用を可能とした。助成額は100万円～1億円。

設備設置場所は都内のほか、関東7県（都外設置の場合は、本店が都内にあること）。

事前に申請予約が必要で、申請予約は5月1日～21日午後5時まで、都中小公社ホームページ（HP）で受付を行う。また、申請受付は5月8日～24日午後5時まで、国の電子申請システム「Jグランツ」で受付を行う予定。

なお、事前に「GビズIDプライムアカウント」の取得（発行まで2週間程度要する）が必要。

詳細は、都中小公社HPを参照。

東労局

働き方改革推進へ 支援センター開設

東京労働局は、令和6年度も引き続き、「東京働き方改革推進支援センター」（委託先／タスクールPlus）を開設し、労務管理などの課題解決に向けて各種相談に無料で応じている。

中小企業・小規模事業者を対象として、働き方改革の取り組みをワンストップで支援するため設置しているもの。

労務管理や企業経営などの専門家が、労働時間・時間外労働や生産性向上・業務効率化などの課題について、電話・メールや来所による相談に対応するほか、個別訪問によりコンサルティングなども行っている。

詳細は同センターホームページを参照（所在地／港区虎ノ門1の16の8虎ノ門石井ビル4階、☎0120・232・865）。

物流効率化推進へ補助

国交省 中継輸送も対象に募集

国土交通省は、令和6年度「モーダルシフト等推進事業」（補助事業）の募集を行っている。応募期間は6月7日午後5時まで（必着）。

物流総合効率化法に基づく総合効率化計画策定事業や、総合効率化計画に基づいて実施するモーダルシフト・幹線輸送集約化・過疎地域のラストワンマイル配送効率化・中継輸送の各推進事業を対象に補助するもの。今年度から、中継輸送の取り組みを補助対象に追加した。

補助予算額は1億6400万円。

総合効率化計画策定に対する補助率は対象経費の定額（上限200万円）で、省人化・自動化に資する機器導入などを計画する場合、最大2分の1（上限300万円）を上乗せ補助し、上限総額は500万円とする。

また、モーダルシフト・幹線輸送集約化・中継輸送などに対する補助率は対象経費の最大2分の1（上限500万円）で、省人化・自動化機器などを用いて運行を行う場合、最大3分の2（上限500万円）を上乗せ補助し、上限総額は1000万円とする。

補助対象事業者は、荷主や物流事業者など物流に係る関係者で構成する協議会。

詳細は「モーダルシフト等推進事業」ホームページを参照。

全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会

WebKIT運賃指数

3月は131に 前年比4ポイント上昇

全日本トラック協会・日本貨物運送協同組合連合会の求荷求車情報ネットワークWebKITの成約運賃指数によると、令和6年3月の指数は131で、前月より5ポイント上昇するとともに前年同月を4ポイント上回り、コロナ禍前の平成31年3月の指数（132）に近い水準まで回復してきた。

荷物情報（求車）登録件数は18万2315件で、前年同月比3・9％増加しており、求車需要も引き続き増勢にある。

こうした中で、成約率は13・5％で同2・2ポイント低下した。

事業実績報告書

貨物自動車運送事業報告規則の定めにより、各トラック運送事業者には、事業実績報告書の提出が義務付けられている。

これに伴い、東京都トラック協会は各会員事業者に対し、提出期限までに所属支部事務局、または東京運輸支局へ提出するよう呼びかけている（東ト協ホームページから報告書の様式・記入例をダウンロード可能）。

〈対象事業者〉

令和6年3月31日現在で、貨物自動車運送事業の許可を有する、すべての事業者（同日時点で運輸開始をしていない新規許可事業者を除く）

〈提出報告書・期限〉

①事業実績報告書（5年4月1日～6年3月31日の期間）＝所属支部事務局に提出する場合／6月28日まで▽東京運輸支局に提出する場合／7月10日まで

②事業報告書（営業報告書）＝報告規則に基づき、決算経過後100日以内に提出

※決算期が3月の事業者は、事業実績報告書と同様の期日までに提出すること。

提出期限	
所属支部	6月28日
東運支局	7月10日

矢崎のデジタコ・ドラレコ
今お使いのバックアイカメラの映像を録画できます！
詳しくは、今すぐお電話を！
YAZAKI 矢崎エナジーシステム 特約販売店
世田谷サービス株式会社
本社 03-5727-1600（担当・青木）
高島平 03-6906-5960（担当・磯田）
ホームページ http://www.setagaya-yss.co.jp
E-mail : postmaster@setagaya-yss.co.jp

東ト協

事故防止で受診徹底へ

6年度第1回 本部集団健診 6月8・9日に実施

受付 5月9日まで

　東京都トラック協会は、トラック運転者などの健康管理の徹底と健康起因事故防止の観点から、定期健康診断の受診徹底に取り組んでおり、各支部での集団健診に加え、本部集団健診を実施している。
　これに伴い、令和6年度第1回「本部集団健診（定期健康診断）」を6月8・9日に実施する（**本号にチラシを同封**）。
　受診対象は東ト協会員事業所に所属する従業員。
　申し込み期間は5月9日まで（受診枠に空きがある場合、受付期間以降も受け付ける）。
　受診申し込みは、原則として**表**の通り、2日間合計で10の時間帯別に先着順で受け付ける。定員は時間帯別に各40人（6月8日の最終時間帯のみ20人）、申し込みは各時間帯につき1事業者10人までとする。
　選択項目として、眼底検査・大腸がん検診の実施が可能。
　申し込みは、東ト協ホームページの「予約フォーム」で行う。
　会場はいずれも東ト総合会館。受付は1階ロビーで行う。
　東ト協では、運転者などの健康維持・増進のためには、定期健診の受診とその健診結果に基づく適切な対応が重要なことから、改めて定期健診の受診徹底に取り組んでいる。
　このため、今年度も「健康診断助成事業」を実施し、一定の条件により受診費用の一部を助成し、受診促進を図る方針。
　あわせて、健康管理の上で、脳MRI健診助成や睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成（**別掲**）、電話・Web健康相談（無料）などの活用も呼びかけている。
　▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

◆健診開催日時◆

6月8日(土)	6月9日(日)
①8時30分～9時30分	⑦8時30分～9時30分
②9時30分～10時30分	⑧9時30分～10時30分
③10時30分～11時30分	⑨10時30分～11時30分
④11時30分～12時30分	⑩11時30分～12時30分
⑤14時30分～15時30分	※申し込みは原則、時間帯別とし、①～⑩のいずれかの枠で。定員は各時間帯とも40人、⑥のみ20人
⑥15時30分～16時00分	

東ト協

都「貨物輸送評価制度」

6年度 申請に関する説明会開催

　東ト協は4月15日・19日・23日、東ト総合会館で、令和6年度の東京都「貨物輸送評価制度」説明会（Web併用）を開催した。都から委託を受け、申請受付と合わせて説明会を実施したもの。
　同15日には、グリーン・エコプロジェクト（GEP）参加事業者を対象とした説明会を開催し、冒頭、都環境局環境改善部の吉迫武自動車環境課長があいさつ。世界的にCO_2排出削減に向けた取り組みが加速しており、「貨物自動車などでは、バイオ燃料の活用推進やEV・FCVなどが市場投入されつつあるが、普及には時間がかかる」と指摘。このため「都では現行の車両でいかにCO_2を削減するかが重要と考えており、貨物輸送評価制度を活用し、CO_2削減を着実に取り組んでいきたい」と述べた。
　この後、東ト協業務部の前川宣将次長が評価制度の概要・申請方法などについて説明した。
　昨年度と申請方法や制度に大きな変更はないが、自動車検査証に関する注意点として、電子車検証では「使用者住所」「自動車検査証の有効期間」「使用の本拠の位置」などを確認ができないため、データ出力（印刷）した「自動車検査証記録事項」のコピーを提出する必要があるとした。
　東ト協では既に評価申請の受付を行っており、受付期限は郵送・メール申請が5月22日まで、窓口（持参）申請は5月24日まで（いずれも必着）。

東ト協・会長候補者

理事推薦の候補者なく 水野氏を理事会提案へ

　東ト協は次期（令和6・7年度）会長候補者の選出に当たり、会長候補者選出・管理委員会（高取言彦委員長）が、理事推薦会長候補者の推薦受付を行っていたが、期限の4月12日までに推薦がなかった。
　これに伴い、5月下旬に開催予定の6年度第1回理事会には、同委員会推薦候補者に選定した現副会長・水野功氏（千代田運輸社長）を、次期会長候補者として提案することにした。
　同委員会では「会長候補者の選出に関する規程」に基づき、審議した結果、水野氏を同委員会推薦の次期会長候補者に選定し、3月29日開催の5年度第5回理事会にその旨を報告した後、選出に関する規程に基づき、理事による会長候補者の推薦受付を行っていたもの。

東ト協 全ト協

SASスクリーニング 受診促進へ協調助成

　東ト協は4月22日から、令和6年度「睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査助成事業」の受付を行っている。SASの症状を自覚・改善することにより、健康起因事故防止や労働災害防止に資することから、全日本トラック協会と協調助成するもの。

【申込受付期間】
　4月22日～12月20日（要件を満たす場合は4月1日以降に行った検査も遡って対象とする）

【対象者】
　原則として、会員事業者の都内事業所に勤務している運転者

【対象検査】
　①第1次検査（簡易アンケートによるチェック・解析・判定）、②第2次検査（簡易スクリーニング検査）をセットで実施する場合

【対象人数】
　2500人（定員になり次第、受付終了）

【助成金額】
　1社につき30人以内とし、1人当たり4000円を上限とする（全ト協2500円／東ト協1500円）

1人当たり 4,000円

　※助成金額は検査費用（消費税を含む）を上限とする。再検査は検査費用の半額までとし、500円を上限とする
　申し込み方法は東ト協ホームページ（HP）の「申込フォーム」から、または「申込書」によりFAXで申し込みを行い、助成適用の適否を確認した上で、検査機関に予約する。
　詳細は、東ト協HPを参照（申請様式などをダウンロード可能）
　▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257、FAX03・3359・4983）

血圧計導入促進へ

全ト協 5万円上限に助成

東ト協受付

　東ト協は全日本トラック協会の取次事業として、令和6年度「血圧計導入促進助成事業」の申請受付を行っている。
　健康起因事故、および過労死の原因となる脳梗塞や心筋梗塞などの疾患は高血圧が要因とされていることから、乗務前点呼における血圧測定に活用できる高機能な血圧計の導入費用の一部を助成するもの。
　助成事業の実施要領は、次の通り。

【申請受付期間】
　4月15日～7年2月28日まで（東ト協助成限度枠に達し次第、受付終了）
　※4月1日以降に購入した機器も遡って対象

【助成額】
　1台5万円を上限とし、取得価格（税抜き）の2分の1までとする
　※買い取りにより新たに新品機器を設置した場合が対象。国や各道府県ト協などから補助金が交付されたものは対象外

【対象機器】
　管理医療機器かつ特定保守管理医療機器の全自動血圧計（業務用）とし、全ト協が認めたもの

【助成対象事業者】
　東ト協会員の中小企業者（資本金もしくは出資総額が3億円以下、または常時使用する従業員数が300人以下）
　詳細は、東ト協ホームページを参照（書類の様式をダウンロード可能）。
　▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

東ト協 第45回 ドラコン

学科競技に60人参加

　東ト協は4月18日、東ト総合会館で、令和6年度第45回「ドライバー・コンテスト」の学科競技を行い、会員事業者から運転者60人が参加した。
　学科競技は、法規（道路交通法）・機能構造（道路運送車両法）・運転常識などについて、一部を「四肢択一問題」、残りを「○×正誤式」の全80問400点満点の筆記試験で競うもの。制限時間は60分間。
　競技の結果、各部門成績上位者の2㌧・4㌧・11㌧部門が各10人、女性部門が5人、トレーラ部門が3人の計38人が実科競技に出場する。
　実科競技は5月19日、府中市の警視庁府中運転免許試験場で行い、表彰式は5月24日、東ト総合会館で開催する。

協会日誌【4月1～15日】

2日 ロジ研総務委員会▽同正副本部長会議▽三組織連絡会
4日 労務厚生委員会
8日 重量品専門部会委員会
9日 正副会長会▽紙・パルプ専門部会役員会
10日 鉄鋼専門部会役員会▽物流経営士課程
11日 東ト協街頭指導活動「統一実施日」▽海上コンテナ専門部会業務委員会
12日 初任運転者特別講習（～13日）▽出版・印刷・製本・取次専門部会役員会
15日 東京運輸支局・街頭検査に協力▽女性部正副本部長会議▽食料・酒類飲料専門部会役員会

東ト協事務局人事（4月15日）
業務部交通・環境グループ〈交通〉係員（総務部広報・情報グループ係員）高木絵理

新会員

【港支部】
◆株式会社大和物流運送＝港区海岸3の26の1バーク芝浦9階▽☎03・6453・7141▽一般貨物運送（けん引車13台、被けん引車5台）

【板橋支部】
◆株式会社SELF-PRODUCE＝板橋区中丸町50の1ラシクラス中丸町101▽☎03・5931・4877▽一般貨物運送（普通車6台）、利用運送

日程ボード【5月1～15日】

8日(水) 13時30分＝物流経営士課程（東ト総合会館）
13日(月) 15時30分＝セメント専門部会通常総会（東ト総合会館）
14日(火) 15時＝総務委員会（東ト総合会館／Web併用）

軽油の価格

購入価格は、購入に関する諸要因（数量・支払条件・地域ほか）により多少の幅があります（消費税込み）。

1ℓ当たりの軽油価格 3月分

☆スタンド	平均＝136.5円
☆ローリー	平均＝124.0円
☆元売り発行カード	平均＝132.0円
☆ディーラー発行カード	平均＝131.1円

（東ト協調べ）

燃料給油は東京都内で軽油引取税は地方税です

東ト協

運転免許取得助成を拡充

ドライバー確保へ制限緩和

6年度

東京都トラック協会は、トラックドライバー不足対策の一環として、令和6年度の運転免許取得助成を拡充し、会員事業者のドライバー確保に向けた取り組みを支援する。

今年度も引き続き、大型・中型・準中型免許の新規取得や8ㇳン限定中型・5ㇳン限定準中型免許の限定解除に対する助成を実施するが、助成人数制限を見直し緩和した。

具体的には、男性ドライバー免許取得助成の人数制限を1事業者当たり5人に引き上げるとともに、女性ドライバーの免許取得助成については人数制限を撤廃した。

今年度事業計画では「物流の2024年問題」対応の中核施策の一環として、ドライバーなどの人材確保・育成を掲げており、この方針に基づき、免許取得助成の人数制限を見直し、免許取得促進を図ることにした。

助成内容などは、次の通り。

[申請受付期間]

4月12日～7年2月28日(予算額に達し次第、受付終了)

※5年4月1日～7年2月末日の間に免許を取得し、助成金交付申請書を提出した場合が対象

[助成対象]

東ト協会員で中小企業の事業者(資本金額または出資総額が3億円以下、もしくは常時使用の従業員数が300人以下の会社・個人のいずれかに該当)で、都内事業所に在籍し、営業用貨物自動車の運転に従事する男性・女性ドライバーの免許取得費用

[助成額]

○男性ドライバー

大型・中型・準中型免許の新規取得＝5万円▽中型・準中型免許の限定解除審査＝3万円

○女性ドライバー

大型免許＝上限26万7000円▽中型免許(限定解除を含む)＝同18万円▽準中型免許(限定解除を含む)＝同26万7000円(取得費用の3分の2助成)

[助成人数]

男性ドライバーは1事業者当たり5人まで

女性ドライバーは上限なし

[助成要件]

▽助成対象の男性・女性ドライバーは原則、助成金交付日から起算し、5年以上その会社に継続勤務すること

▽取得した免許について国および関係団体などから助成金が交付されていないこと

▽全日本トラック協会による「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」との併用申請が可能

詳細は、東ト協ホームページを参照(交付申請書などをダウンロード可能)

▽問い合わせ・申請先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・6257)

自動点呼機器導入に助成

東ト協 1台当たり上限10万円

全ト協助成と併用も可能

東ト協は全日本トラック協会取次事業として、令和6年度「自動点呼機器導入促進助成事業」の申請受付を行う。

中小トラック運送事業者を対象として、国土交通省認定の自動点呼機器・システムの導入費などを一部助成するもの。今年度は全ト協助成に加え、東ト協も新たに助成する。予算額は全ト協分が5000万円(500台分)、東ト協分が300万円(30台分)。

実施要領は次の通り。

[申請受付期間]

4月15日～7年2月28日(必着／全ト協・東ト協の交付限度総数に達した時点で受付終了)

[助成額・台数]

▽自動点呼機器・システムの導入費用(部品や付属品、セットアップなどの費用を含む／消費税は含まない)について、10万円を上限に助成

▽申請台数は年度内1事業者当たり1台。東京都内に安全性優良事業所(Gマーク事業所)を有する事業者は2台まで(1台当たり上限10万円)

※全ト協・東ト協助成の併用が可能(ただし、1台の助成総額は機器導入費用分まで)

[助成対象要件]

①東ト協会員の中小企業者(資本金もしくは出資総額が3億円以下、または常時使用する従業員数が300人以下)、②導入営業所・拠点の位置が都内にあること

※全ト協助成枠分に限り、東ト協定款に定める普通会員・副会員で、要件を満たさない営業所、または拠点が位置する道府県ト協に加入していない場合は助成対象

[助成対象機器]

国交省認定の自動点呼機器で、4月1日～7年2月28日の間に契約もしくは利用開始し、受付期間中に申請したもの

詳細は、東ト協ホームページ参照(書類様式をダウンロード可能)。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・3618)

申請受付 7年2月28日まで

東ト協

信用保証料を助成

1社20万円限度に

東ト協は4月から、令和6年度「信用保証協会の保証料に対する助成事業」を行っている。

会員事業者の経営の安定に資するため、セーフティネット保証や激甚災害関連保証に係る区市町村長の認定などを受けた会員事業者に対し、信用保証料の一部を助成するもの。

【助成対象】

4月1日～7年2月28日の間に信用保証協会が保証したもので、次に該当する場合(今年1月1日～3月31日の間に保証を受けたものは、申請状況に応じて相談により対応)

①国のセーフティネット保証に係る区市町村長の認定に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料を支払った会員事業者

②「激甚災害」に伴う被害などに係る区市町村長などの「り災証明書」に基づき、信用保証協会の保証を受け、信用保証料を支払った会員事業者

【金融機関の範囲】

信用保証協会が貸付金などの債務保証を行う、すべての金融機関

【助成額】

1事業者当たり必要保証料の2分の1の額について、20万円を限度に助成。激甚災害関連保証の場合は40万円を限度とする(いずれも限度額に達するまで再助成)

※公的機関から助成を受けた場合、その額を差し引いた額が助成対象

【申請受付期間】

6年4月1日～7年3月1日(郵送または持参／土・日曜、祝日、年末年始の休日を除く)

【助成金の返納】

融資の繰り上げ償還を行った場合などで、信用保証協会から保証料の返還を受けた場合、その日から14日以内に東ト協に申告し、返還額に相当する助成金を返納する

▽問い合わせ先＝東ト協財務部交付金会計G(☎03・3359・4136)

東ト協受付

若年ドライバー免許取得を支援

東ト協

東ト協は全日本トラック協会の取次事業として、令和6年度「若年ドライバー確保のための運転免許取得支援助成事業」の申請受付を行っている。

少子高齢化が進む中で若年労働者を確保するため、運転者として採用した若年ドライバーの特例教習(資格条件の年齢19歳以上、普通または準中型免許運転経歴1年以上への引き下げに伴う講習)受講や、準中型免許の取得に係る費用の一部を助成するもの。

[申請受付期間]

4月25日～7年2月28日(予算額に達し次第、受付終了)。同期間に助成金申請書を提出したものが対象。

[助成対象]

東ト協会員の事業所に在籍するトラック運転者で、①5年4月1日以降に採用、②平成元年6月2日以降の生まれ、③5年4月1日以降に指定自動車教習所などを活用して特例教習を受講修了、または準中型免許を取得し、その費用全額を会員事業者が負担、④申請時に会員事業所に在籍し、運転者として従事(高等学校新卒者などで、入社前の在学中(5年度中)に取得した場合も対象)――各要件を全て満たす場合が対象

[助成額]

▽特例教習

受講費用の3分の1／上限10万円

▽準中型免許取得

新規取得および普通免許取得後に取得／上限4万円

5ㇳン限定準中型免許の限定解除／上限2万5000円

※1事業者当たりの助成額は合計で30万円を上限とする

同助成事業は、東ト協が実施している男性・女性ドライバー免許取得助成との併用申請が可能。

詳細は、東ト協ホームページを参照。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・6257)

特例教習の受講や準中型取得に助成

東ト協受付

ドライバー・管理者安全教育促進で助成

全ト協

東ト協は4月15日から、全日本トラック協会の取次事業として、令和6年度「ドライバー等安全教育訓練促進助成事業」の申請受付を行っている。

受付期間は7年3月28日まで(先着順／東ト協割り当ての助成枠に達し次第、受付終了)。今年3月8日～4月14日の間の申し込みについては、遡って助成対象とする。

トラックドライバーや安全運転管理者などの安全教育訓練の受講促進を図るため、受講料を助成しているもの。

全ト協が定めた特定または指定研修施設の受講料について助成するもので、会員事業者の都内事業所に勤務するドライバーなどが対象。原則として1事業者当たり10人まで助成する。

助成額は一般研修(1泊2日)は1人1万円を助成。特別研修(2泊3日／4泊5日)は受講料の7割を助成。安全性優良事業所(Gマーク事業所)の場合は原則、全額を助成する。

申し込み手続きは、東ト協に助成金交付の可否や人数などについて確認した上で、各安全教育訓練施設に予約し、助成申請を行う。

詳細は、全ト協または東ト協ホームページを参照。

▽申し込み・問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G(☎03・3359・4983)

東ト協 トト 東全

中小企業大学校受講促進へ助成

東ト協は、令和6年度「中小企業大学校講座受講促進助成制度」を実施する。東ト協と全日本トラック協会の協調助成(各3分の1)により、受講料の3分の2を助成するもの。実施期間は7年2月28日まで(来年3月以降に修了する講座は次年度扱いとする)。

受講対象者は、東ト協会員の中小企業者(資本金3億円以下または常時使用従業員300人以下)の経営者・後継者、管理者。

東ト協会員の場合、受講対象校は原則として同大学校東京校(東大和市桜が丘2の1367の5、☎042・565・1207)、またはWEB校(WEB eeCampus)。

対象講座は、全ト協が認めた経営戦略・経営計画や実践的な財務管理・利益計画、人材育成・労務管理、女性リーダーの能力開発、情報化・システム構築などに関する講座。講座内容などは同大学校東京校・WEB校、または全ト協・東ト協各ホームページを参照。

受講料補助を希望する場合、事前に東ト協業務部教育研修・輸送グループへ電話連絡し、申請書を入手。受講申し込みは希望者が直接、同大学校に行い、送付された「受講決定通知書」(写し)を添付し、補助申請書を提出する。

予算の範囲内で、申し込み順(申請は1事業者10件まで)に受け付ける。なお、受講後、修了証書(写し)など所定の書類を提出する必要がある(提出期限は上期が9月20日まで、下期は来年2月14日まで)。

▽問い合わせ先＝東ト協業務部教育研修・輸送G(☎03・3359・4137)

受講料3分の2助成

事業用貨物車

死亡事故4・2%増 大型車が大幅に増加

警察庁の交通事故統計（3月末累計）によると、事業用貨物自動車・第一当事者の死亡事故件数（軽貨物車を除く）は50件で、前年同期比2件（4・2%）多く、特に大型車によるものが大幅に増加している。

車種別にみると、死亡事故件数が最も多い大型車が30件で同6件（25・0%）増加しており、準中型車も9件で同4件（80・0%）多く、大幅に増加している。

これに対して、中型車は11件で同8件（42・1%）少なく、大幅に減少している。また、普通車は0件で、前年同期と同様に死亡事故は発生していない。

これらのうち、中型・準中型・普通車の3車種合計では20件で同4件（16・7%）減少している。また、大型車とこれら3車種類の内数である、トレーラは4件で同1件（33・3%）増えている。

月別をみると、1月が19件で前年同月比3件（13・6%）少なかったが、2月は16件で同6件（60・0%）多く、大幅に増加。3月は15件で同1件（6・3%）減少した。なかでも、大型車と準中型は各月とも前年を上回り、増加傾向にある。

令和5年の事業用貨物車第一当の死亡事故件数は、年間199件で前年比30件（17・8%）も多く、6年ぶりで増加に転じたが、今年も大型車などを中心として昨年より多い状況にあるだけに、事故抑止に向けて改めて運転者に注意喚起し、指導を徹底する必要がある。

なお、一般車を含めた死亡事故全体の発生件数は567件で同32件（5・3%）減少している。

交通事故統計
警察庁 3月末累計

大型車駐車マスを拡充

NEXCO3社

6年度557台分増設

東日本・中日本・西日本高速道路のNEXCO3社は、高速道路の休憩施設における大型車駐車マスの拡充を進めており、令和6年度には全国34か所のSA・PAで3社合計557台分を増設する予定。

NEXCO3社は、平日夜間の大型車駐車エリアを中心に混雑している状況にあるため、混雑緩和に向けて大型車駐車マス拡充を進めている。

5年度は小型車マスから大型車マスへの変更などにより、大型車駐車マスを全国49か所のSA・PAで合計625台分を増設。ダブル連結トラックの駐車マスも45台分を追加整備した。一方、普通車駐車マスは合計553台分減らした。

引き続き、6年度も大型車駐車マスの増設を進め、557台分を増やす予定だが、一方で、普通車駐車マスは160台分減らす予定。

今後も大型車駐車マスの拡充を図っていく方針だが、休憩施設での増設やレイアウト変更では限界があるため、休憩施設以外の事業用地などを活用して、大型車専用駐車場の設置や駐車マスの立体構造化、複数縦列式（コラム式＝出発時間別に縦列駐車するレーンを設置）駐車場の導入も進めていく方針。

SAS対策を解説

全ト協 オンラインセミナー

全日本トラック協会は、令和6年度「睡眠時無呼吸症候群（SAS）対策セミナー～オンラインでの3ステップ解説～」（Zoom利用のLiveオンラインセミナー）を実施する。

SAS対策について、事業者の事例を紹介しながら、3つのステップで段階的に解説する。前期／後期の開催日程は、次の通り。

▽ステップ1「これから始めるSAS対策」＝5月15日／11日

▽ステップ2「医療機関のかかり方から治療まで」＝7月17日／7年1月22日

▽ステップ3「効果的なSAS対策の進め方」＝9月18日／7年3月12日

時間はいずれも午後2時～3時。講師はヘルスケアネットワークの作本貞子副理事長。定員は各100人（定員になり次第、受付終了）。

申し込みは開催日の2日前まで。全ト協ホームページから申し込む。

事業用車の事故削減へ

関運局 動画や啓発資料を作成

関東運輸局はこのほど、「事業用自動車総合安全プラン2025」などに基づく、事故削減に向けた取り組みの一環として、トラックをはじめバス・タクシーの事故防止のための動画制作や取り組み事例資料の取りまとめなどを行った。

自動車運送事業の各業態に特徴的な事故を削減する観点から、各業界団体の協力により調査・分析を行い、取りまとめたもの。

トラック事故に関しては、関東トラック協会と合同で設置した「関東圏における自動車事故防止対策検討会」（委員長＝東京都トラック協会・森本勝也副会長）で、啓発資料として「過去の事例に基づく健康起因事故防止について」を作成した。

近年、発生した健康起因事故事例を分析し、その発生原因や改善対策を考察して再発防止策を示したもの。トラック運送事業者が運転者の健康管理の重要性を共有し、これにより、同種事故を未然に防止することを目的に作成した。

詳細は、関運局ホームページを参照。

違反別 営業用トラック関与の交通事故

令和6年3月末 年間累計

			安全不確認	前方不注意	交差点安全進行	歩行者妨害	一時不停止	ハンドルブレーキ	信号無視	徐行違反	右左折	その他	計
発生件数	大型	1当件数	23	7	8	1	0	6	0	0	0	4	49
		関与事故件数	23	4	9	1	0	6	0	0	0	25	68
		（前年比）	+8	−16	−1	−1	±0	+2	±0	±0	±0	+2	−6
	中型	1当件数	14	13	7	2	0	4	0	0	1	12	53
		関与事故件数	16	13	9	2	0	2	0	0	1	21	64
		（前年比）	+3	+1	−1	−1	±0	−3	−2	±0	+1	−4	−6
	準中型	1当件数	37	26	11	5	4	3	0	0	0	23	109
		関与事故件数	37	22	19	5	3	2	2	0	0	51	141
		（前年比）	+5	+4	+8	+3	+1	−2	−2	±0	±0	±0	+17
	普通・軽	1当件数	99	41	41	10	5	8	9	0	0	51	264
		関与事故件数	102	37	52	10	5	8	7	2	0	139	362
		（前年比）	−1	−13	−1	−1	+3	−5	−2	+1	−1	+28	+8
	合計	1当件数	173	87	67	18	9	21	9	0	1	90	475
		関与事故件数	178	76	89	18	8	18	9	2	1	236	635
		（前年比）	+15	−24	+5	±0	+4	−8	−6	+1	±0	+26	+13
死者数	大型貨物車（1当）		1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2
	中型貨物車（1当）		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	準中型貨物車（1当）		0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	普通・軽貨物車（1当）		0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1

注：営業用貨物車の関与事故件数とは、第1または第2当事者のどちらか一方が営業用貨物車であった事故の件数をいう。ただし、第1および第2当事者がともに営業用貨物車であった事故は件数を1件とする。
※表中の（前年比）は、関与事故件数のもの。

営業用トラック関与の交通事故の特徴

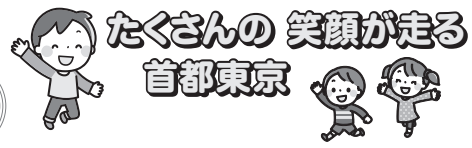

令和6年3月末現在の都内全域の交通事故発生件数（本年累計）は7,174件で、前年同期比117件増加し、死者は34人で前年同期比8人増加した。

営業用貨物車の関与事故（「違反別」表の下段「注」参照）発生件数（本年累計）は635件で前年同期比13件増加し、死者は4人で前年同期比2人減少した。

事故類型別では、右左折時の車両相互事故が79件で、前年同期比6件増加し、死者数は0人だった。

違反別では、安全不確認による関与事故件数が178件で、前年同期比15件増加している。

関交協 オリジナル冊子

トラックドライバーのための危険予知トレーニング

関交協では、運送事業者の皆様とともに交通事故削減を課題とし様々な事故防止支援を行っております。

当組合発生の事故事例の類似交通場面を画像で例示し、分析＆解説した冊子を作成いたしました。

国土交通省 事業用自動車総合安全プラン2025の施策でも挙げられた、取り組むべき課題「危険予知トレーニング用視聴覚教材による事故防止活動の推進」に則した指導・教育に本冊子をご活用ください。

ご希望の方は、関交協・安全推進部まで
TEL：03-5337-1754
MAIL：ansui@kankokyo.or.jp

関東交通共済協同組合

海事協会
「働きやすい職場認証」取得 3735事業者に

日本海事協会は4月5日、自動車運送事業者を対象とした「働きやすい職場認証制度」（運転者職場環境良好度認証制度）の令和5年度認証事業者数と、これを含めた全体の認証事業者数を公表した。

それによると、5年度認証事業者数は878社。評価別では「一つ星」が628社、「二つ星」が206社、「三つ星」が44社で、制度創設以来、初めて「三つ星」認証を行った。

5年度認証を含めた全体の認証事業者数（4月5日時点）は3735社。評価別では「一つ星」が2239社、「二つ星」が1452社、「三つ星」が44社となっている。

業種別では、トラック運送業の認証事業者数が2502社と、全体の約67％を占めている。評価別では「一つ星」が1520社、「二つ星」が948社、「三つ星」が34社。このうち、都内の認証事業者数は253社で、「一つ星」が160社、「二つ星」が89社、「三つ星」が4社。

6年度認証申請の受付については、「一つ星」「二つ星」新規・継続申請は7月1日～9月15日、「三つ星」新規申請は4月16日～5月31日の間に行う。

同制度は、国土交通省が自動車運送事業の運転者不足に対応する施策の一環として、令和2年度に創設したもの。事業者による職場環境改善の取り組みを認証し「見える化」することにより、自動車運送事業における労働条件・環境に対する求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促進することを狙いとした制度で、認証実施団体は海事協会。

国交省は認証取得のインセンティブ措置として、厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への認証マーク表示や、認証事業者と求職者のマッチング支援などを行っている。

また、外国人の特定技能制度の対象分野に自動車運送業が追加されたが、特定技能所属機関（受け入れ企業など）には、同制度の認証取得が条件となっている。

全ト協
認証取得費用を助成 新規「三つ星」も対象に

東ト協受付　**6年度**

全日本トラック協会は、令和6年度「働きやすい職場認証制度」認証取得費助成事業を実施している。認証取得に係る費用の一部を助成するもので、今年度から「三つ星」認証の新規取得も助成対象とした。

これに伴い、東京都トラック協会は全ト協取次事業として、助成申請の受付を行っている。

［受付期間］
4月1日～7年2月28日（予算額に達し次第、受付終了）

［助成対象／助成上限］
会員事業者が負担した①新規認証取得（上位認証取得を含む）に係る審査料・登録料／3万円、②同位認証継続に係る審査料・登録料／2万円、③「三つ星」新規認証取得（上位認証取得を含む）に係る審査料・登録料／5万円

詳細は、東ト協ホームページを参照。

▽申請・問い合わせ先＝東ト協業務部交通・環境G（☎03・3359・6257）

国交省など
アクアライン上り線 時間帯別料金を継続

国土交通省は令和6年度末まで、東京湾アクアライン上り線（木更津→川崎方面）におけるETC時間帯別料金の社会実験を継続実施する。

国交省は昨年7月から、千葉県・東日本高速道路とともに、土・日曜と祝日の混雑緩和のため、特定時間帯の割引料金を変動させる社会実験を行っているが、一定の効果があることから、継続することにした。

対象期間は、7年3月31日までの土日曜・祝日（1月2・3日、振り替え休日を除く）。対象区間は引き続き、東京湾アクアライン上り線の木更津IC→浮島IC。

時間帯別料金は、普通車の場合、0～13時が800円、13～20時が1200円、20～24時が600円。

日本／西日本高速／阪神高速
6月1日から新料金へ 上限見直しや割引拡充

西日本高速道路と阪神高速道路は6月1日午前0時から、近畿圏の新たな高速道路料金を導入する新料金について、これまでの上限料金を見直し、新たな上限料金（大型車3110円など）を設定する。また、割引料金に関しても、大口・多頻度割引を拡充（最大45％割引）するとともに、深夜割引（0～4時／20％割引）を導入する。

さらに、新名神高速開通に伴う中国自動車道の渋滞緩和や大和川線の全線開通により、新たなネットワークのさらなる活用が可能になったことから、起終点間の最短距離を基本に料金を決定する都心迂回割引として、大阪・神戸各都心迂回割引を導入する。

国土交通大臣がこのほど事業許可した。

新たな高速料金としては、阪神高速の料金について、推薦開始は9月5日（文書到達主義）以降とし、選考開始は同16日以降とする。

なお、応募・推薦については、推薦開始日から1人1社とし、10月1日以降は1人2社まで応募・推薦を認めることとする。

東労局
7年3月高卒者の就職で申し合わせ

東京労働局はこのほど、学校関係団体や経営者団体との「令和7年3月東京都高等学校卒業予定者の応募・選考等に関する申し合わせ」事項を公表した。

公平かつ公正な採用選考を行うために、事業主が留意する事項11項目を確認したもので、

NASVA 6年度前期
運管基礎講習

自動車事故対策機構（NASVA）東京主管支所は、令和6年度運行管理者等基礎講習（前期分）について、インターネット・郵送予約の受付を行っている（ネット予約を優先）。

基礎講習（貨物／3日間講習）の開催日程などは、表の通り（定員に達し次第、受付終了）。

〈開催概要〉
▽講習手数料＝8900円（現金のみ）
▽講習時間＝（対面方式）1日目／午前10時15分～午後5時、2日目／午前9時30分～午後5時、3日目／午前9時30分～午後4時、（動画視聴式）1日目／午前10時～午後5時、2日目／午前9時30分～午後5時、3日目／午前9時30分～午後4時
▽受講対象＝①運行管理の基礎知識を習得しようとする者、②運行管理者の補助者に選任されようとする者、③運行管理者試験の受験資格を取得しようとする者、④新たに選任された運行管理者で、過去に基礎講習を受講したことがない者
詳細はNASVAホームページを参照。
▽問い合わせ先＝NASVA東京主管支所・指導講習担当（☎03・3621・9941）

ネット・郵送 予約を受付中

基礎講習（前期分）の開催日程

講習日	会場
対面講習	
5月22日㈬～24日㈮	東京トラック事業健保会館
6月12日㈬～14日㈮	ルミエール府中
6月24日㈪～26日㈬ 8月28日㈬～30日㈮	サンパール荒川
7月 2日㈫～ 4日㈭	スクエア荏原
7月16日㈫～18日㈭	大田区産業プラザPiO
7月30日㈫～8月1日㈭	東京都トラック総合会館
動画視聴講習	
8月 7日㈬～ 9日㈮	三鷹産業プラザ

6年度第1回
運管試験 改正「改善基準告示」関係する問題出題へ

運行管理者試験センターは、「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」改正（4月1日施行）に伴い、令和6年第1回運行管理者試験から、改正後の「改善基準告示」に関係する問題を出題することにした。

これまでは原則として改正法令などの施行後6か月間は、改正前後で正答が異なる内容の問題は出題しないこととしていたが、「改善基準告示」改正は社会的に注目され、既に関係機関において十分周知されていることを踏まえ、出題することにした。

トラジマカンパニー 唐沢なをき ⑯

動向ファイル ◇3月分◇

●**全日本トラック協会**、第204回理事会で、「多重下請構造のあり方検討会」の検討結果として、2次下請までに制限すべきとの提言内容を報告・公表する（7日）

●**東京都トラック協会**、警視庁交通部に対して、「貨物集配中の車両に係る駐車規制の見直しの推進に関する要望について」を提出し、貨物車専用駐車スペースの増設などを求める（12日）

●**経済産業省**、経営者保証を不要とする「事業者選択型経営者保証非提供制度」を創設し、保証申し込みの受付を開始する（15日）

●**国土交通省**、新たな「標準的な運賃」を告示・施行する。令和2年4月の旧告示を見直し、運賃表を平均で約8％引き上げるとともに、「積込料・取卸料」の加算収受などを盛り込む。あわせて、「標準運送約款」改正（6月1日施行）を告示する（22日）

●**国土交通省**、「2024年問題」への対応策を推進する観点から、物流「よろず御意見窓口」を設置する（22日）

●**東京都**、再配達削減など物流効率化に向けたプロジェクト「東京物流ビス」のキックオフイベントを行い、スタートさせる（28日）

●**東ト協**、令和5年度第3回理事会を開催し、「物流の2024年問題」対応に重点化した6年度事業計画・予算を承認する（29日）

●**政府**、「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」などの一部変更を閣議決定し、特定技能外国人の受け入れを認める対象分野として、トラック運送を はじめとした自動車運送業など4分野を追加する（29日）

お祝いの花 / 突然のご供花
祝賀会などのお祝い会場装飾は、
私たちにお任せください !!!!
YOUKAEN
お問い合わせ先 担当：法人営業部
TEL 03-3706-4187
WEB ohanano-madoguchi.com
＼東京都トラック協会会員様特典／
会員様特別割引 最大 20%OFF
※特典割引は、東京都23区及び、多摩地区一部地域のお届けに関しましては単価10,000円（税別）以上でご利用可

坊巷透話（ぼうこうとうわ）

ルポライター　飛鳥井 恭司

話題多き今年のサクラ

今年のサクラには、いろいろな〝枕詞〟がつけられた。東京のサクラの開花は3月29日で、昨年より15日、平年より5日遅れ、ここ10年で一番遅い開花だった。満開は4月4日と、昨年より13日、平年より4日遅かった。

このところ卒業式のサクラだったが、今年は入学式の頃となり、サクラと一緒の写真が撮れると話題に。花見の宴も早朝からの場所取りが見られ、コロナ前の賑わいとなった。インバウンドでの花見人気も高く、今やサクラ、ハナミなどは世界共通語の様相だ。

都内のサクラの名所は多くあるが、大田区の池上本門寺（長栄山本門寺）へ出かけてみた。清正公堂再建が進んでいるという話を聞いていたからで、本門寺五重塔のサクラの景色を愛でながら、その様子を見てみようと思い立ったのだ。

清正公は、豊臣秀吉の子飼いの武将・加藤清正のこと。賤ケ岳七本槍とか虎退治で有名な武勇伝の多い豪傑であり、五月人形の定番でもあった。

豪傑な武将で、城造りの名人との印象が変わったのは、池波正太郎の小説による。秀吉死後に、征夷大将軍の徳川家と右大臣の豊臣秀頼が〝並立〟するなかで、家康は徳川政権の不安要因を取り除くことに力を入れた。様々な思惑が入り乱れる中で、徳川方には秀頼の後ろ盾となっている有力大名の清正は手ごわい相手だった。そのため、徳川方に毒殺されたというストーリー。

此経難持坂

当時、治世の要の一つに治水があった。有名なのは武田信玄の信玄堤などだが、日本治水技術史の中で、清正は信玄と並ぶものと評価されている。清正の治水は「河川の中下流部の平野部の新田開発と干拓等に重点を置く治水とともに利水にも重点を置いた知恵」で、清正独特の手法「清正10の治水の知恵」を編み出したという（「治水の神様の系譜」谷川健一編『加藤清正』所収）。

治水は一例だが、清正は江戸城や名古屋城など天下普請に応じており、その財力をみて、領国経営も上手で敬意を集め、人望があり、家康も一目置く人物だったようだ。

清正の話が長くなったが、清正と本門寺は縁が深く、寺域整備などで寄進している。総門から大堂に上がる大田区文化財指定の石段も、清正の寄進による。

本門寺に清正公堂が再建

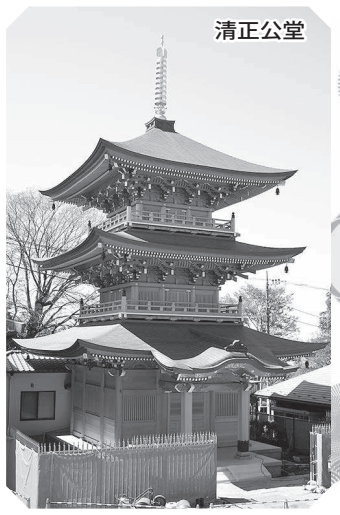
清正公堂

「歴史のif（イフ）」を楽しむ

「法華経」宝塔品の偈文（げもん）96文字に因んで96段あり、別称を「此経難持坂（しきょうなんじさか）」というが、途中に5か所の踊り場があり、急勾配に見えて優しい石段となっている。

元禄（1688～1714年）の頃に改修されているが、造営当時の祖型を残しており、貴重な石造遺構であるという。清正は慶長11（1606）年に堂を寄進・建立して寺域を整備しており、石段もその頃に造られたようだ。

本門寺五重塔

池波正太郎の『鬼平犯科帳』の「本門寺暮雪」では、ここで刺客に火付盗賊改方長官の長谷川平蔵が襲われ、柴犬の助勢を受ける。柴犬は総門脇の茶店の飼い犬で、そこで平蔵たちは名物のくず餅を食べている。

本門寺門前に江戸時代から続く、くず餅の店舗がある。本門寺参道とその新道沿いの店2店でくず餅を購入し、平蔵に倣った気分で味比べをしてみた。

清正公堂についてだが、本門寺では加藤清正生誕460年などを記念して寄進を集め、三重塔形式のものを再建するとのことで、6月に落慶法要をするという。

本門寺には、関東地方に現存する最古の五重塔（重要文化財）がある。高さは約29㍍、全体にベンガラが塗られて黒っぽい赤で統一されている。基壇の上に立ち、初層は和様で、組物は一部に竜頭を刻んだ三手先であり、中備えの蟇股（かえるまた）には十二支の彫刻がほどこされている。二層以上の垂木は扇垂木、屋根は二層以下が瓦葺、三層以上が銅板葺きとなっているのが特徴だ。

サクラの中の五重塔を眺めながら〝歴史のif〟（イフ）を思っていた。もし清正が毒殺されず、寿命が家康ほどであったら、どうなっていたのだろうか、と。歴史小説では多い手法で、単なる思い付きではなく、歴史を大きく変えるポイントを考えさせてくれるものがよい。

可能性や蓋然性が折り重なって、しかも、その中にカギとなる補助線を引くと、何やら話が膨らんでくる楽しさ、そして、何か考えさせられるサビがピリッと効いていると魅力が増してくる。連休にそうしたネタ探しをしてみるのも一興だろう。

ポケット

ゲームで学んだことは人生の中でありますか

SOMO SOMO KIKOU 第36回
そもそも紀行
ライター　八街千尋

今回は、「人生の大切なことをゲームから学ぶ展」を見るため、東京・丸の内を訪れました。会場では、8台のアーケードゲームで遊べ、ゲームがどのような意図でつくられているのかが見えてきます。

「駆け引きボクシング」は対戦ゲームで、ゲーム内で行うパンチの選択、アッパー、フック、ストレートはじゃんけんのグー、チョキ、パーのような関係で、それぞれ使える回数が限られます。ストレートを連続で出せば、手持ちの駒が限られ、相手に見透かされます。心理戦がゲームの醍醐味の一つだと教えてくれます。

私が面白かったのは「勇者コマンド」というゲーム。コピーが〝勇者よ、常識を疑え〟で、昔のドラゴンクエストみたいですが、敵の魔王とバトルを進めるうちに、たたかう・魔法といったコマンドだけでなく、あおる・にらむ・踊る・歌うなどの選択肢も出てきます。

問題の解決は、たたかうだけじゃないんじゃないの？と作者は言いたかったのかもしれません。戦い方によって、物語の結末も10通りあるそうですが、私の結末は魔王と共存する世界でした。

展示のインタビュー記事も興味深く、ゲームはなぜ面白いかについて、アートディレクターの中津基貴さんは、人間には〝生存に有利に働く訓練を面白いと感じる〟機能が備わっていると考えているそうです。

「例えば、子どもの頃に熱中した『おにごっこ』や『かくれんぼ』などは、脅威となるものからいかにして逃げきるか、いわば自然の中で生き抜く力を磨く訓練とも言えますよね」と語っていました。

また、アンケートで、あなたが学びを得たゲームとして、ドラゴンクエスト、テトリス、桃太郎電鉄、信長の野望などが挙げられていたのも興味深かったです。展示は終了しましたが、またやってほしいと思っているところです。

三丁目

最近、訪日外国人が再び増加し、3月は単月で過去最高を更新した。様々な職場で働く人も増えた◆煙草を買いによく利用する、都心のコンビニ店スタッフはほぼ外国人。なかには、銘柄を言う前に「これでいいか」と、笑顔で出してくれる者も。言葉使いはいま一つだが、常連に気遣いもでき、すっかり仕事に馴染んでいる◆近い将来、運送業でもこうした光景が珍しくなくなるかもしれない。政府は外国人の特定技能制度の対象に、自動車運送業を追加し、一定の技能や資格を持つ外国人受け入れへの道を開いた◆特定技能1号外国人の受け入れ見込み数は、今後5年間で上限2万4500人という。技能水準として所定の評価試験に合格する必要があるほか、一定の語学力や運転免許取得も必要。一方、受け入れ先は「Gマーク認定」や「働きやすい職場認証」取得の企業が対象だ◆運送業務は、その時々の交通状況や集配先の事情に応じてケース・バイ・ケースの対応が求められることが多く、マニュアル化しにくい問題もある。外国人活用が可能になるとはいえ、事は容易ではなさそうだ。

あちこち見てある記

18年連続公示地価第1位　銀座4丁目

国土交通省が3月に発表した「2024年公示地価」によると、全国で最も地価（住宅地・商業地・工業地）が高かったのは、商業地の中央区銀座4丁目（写真）／山野楽器銀座本店で、1平方㍍当たり570万円です。18年連続でトップの座にあります。これを坪単価にすると、約1億8000万円になります。

住宅地では、港区赤坂1丁目の同535万円。工業地では、大田区東海2丁目の同76万2000円で、それぞれ7年連続、12年連続で1位となっています。

公示地価の上昇率でみると、住宅地の港区芝浦2丁目が前年比13・9％上昇し、商業地では台東区西浅草2丁目が同17・8％値上がりしています。上位5地点が浅草周辺で、コロナ禍以降のインバウンド景気に支えられていると分析されています。

さて、公示地価が最も高い銀座4丁目には、東京メトロ銀座駅からすぐの場所にあるランドマークのセイコーハウス銀座（旧和光本店）、その隣が銀座木村屋、そして山野楽器銀座本店、ミキモト銀座4丁目本店などが並び、道は絶えず多くの人であふれています。

銀座4丁目
住所：中央区銀座4-5-6